

事業主 殿

一般社団法人 刈谷労働基準協会
会長 加藤 幹雄

一般社団法人刈谷労働基準協会への加入お願いの件

一般社団法人刈谷労働基準協会は、刈谷労働基準監督署管内(刈谷市・安城市・知立市・高浜市・碧南市)の各事業所で、労働基準法の適用を受ける工場、事業場を対象として昭和49年に各市にあった労働基準協会を一本化し、社団法人として発足したもので現在990事業所が会員になっています。

労働基準協会は労働基準行政官庁との密接な連携のもとに、労働条件の改善、労働福祉の向上など、安全経営を柱とした、事業所の健全な発展に寄与することを目的としており、

協会の事業は労働基準法・労働安全衛生法の理解と普及を図るため、刈谷労働基準監督署の行政指導方針に協力して、労働関連法に関する各種説明会、安全衛生資格取得に関するセミナー、労務教育、出張教育、会員向けの会報発行を行っています。

貴事業所におかれましても、協会の趣旨にご賛同いただき、是非御加入いただきます様お願い申し上げます。

刈谷協会は労働基準行政の周知を図る各事業を行うことにより、
事業場と労働基準監督署を繋ぐパイプの役目を果たし、行政事業
の推進に大いに役立っています。

未加入の方は、今後の労働条件や労働福祉の向上を図る糸口
として一つでも多くの事業場が加入されるよう望みます。

刈谷労働基準監督署

加入のメリット

1. 協会が主催する、各種教育受講についての受講料の一部補助
 - ・ 安全衛生に関する、技能(資格取得)講習、特別教育
 - ・ 労働問題に関する講座、セミナー、労務教育、出張教育
2. 専門家が対応する、社内の労務管理、労働問題トラブルの無料相談
3. 協会報「KARIYA」の発行
 - ・ 行政からの最新情報
 - ・ 災害件数および災害発生状況
 - ・ 労働基準法、労働安全衛生法の法改正情報
 - ・ 説明会・講習会等 開催案内

一般社団法人 刈谷労働基準協会 会費規程

(趣旨)

第1条 この規定は、定款7条に基づいて定めたものである。

(会費)

第2条 会費は、毎年4月1日から3月31日までの年額とし、その額は、その年度の4月30日現在に入会している事業場に対し、規模に応じて別表のとおり定める。

(事業の規模)

第3条 事業の規模は、適用事業場ごとに毎年4月1日現在の労働者数による。

(納入期限)

第4条 会費の納入期限は、その年度の6月30日までとする。

(中途入会)

第5条 年度の中途に入会したときの会費は無料とし、入会金2,000円のみとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、会員総会の議決による。

第1回改訂 平成24年5月

別表 会費区分

労働者数	会 費	労働者数	会 費
0人 ～ 9人	5,000円	400人 ～499人	50,000円
10人 ～ 29人	8,000	500人 ～ 699人	60,000
30人 ～ 49人	12,000	700人 ～ 999人	70,000
50人 ～ 69人	15,000	1,000人 ～1,999人	90,000
70人 ～ 99人	20,000	2,000人 ～2,999人	110,000
100人 ～ 199人	25,000	3,000人 ～4,999人	130,000
200人 ～299人	35,000	5,000人 ～9,999人	200,000
300人 ～399人	45,000	10,000人～	250,000

注)この会費区分は平成24年度の会費から適用する。

年 月 日

入 会 申 込 書

一般社団法人刈谷労働基準協会 御中

貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

会員番号	No.	※協会記入欄
事業所名		
代表者職氏名		
所在地	〒	
T E L		
F A X		
事業の種類		
労働者数	人	
窓口担当者部署氏名		
年会費	円	

※年会費につきまして入会の承認後、当協会からご請求をさせていただきます。

※ 入会をご希望される方は入会申込書をご記入頂き、郵送又はFAXにて送付下さいます様
お願い申し上げます

一般社団法人 刈谷労働基準協会

〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルス`刈谷ビル5階

TEL 0566-21-6337 FAX 0566-21-6366